

特定処遇改善一時金支給について

2019年10月より特定処遇改善加算Ⅰまたは、Ⅱの算定を行います。加算を算定している事業所で勤務する職員に対して「特定処遇改善一時金」を支給します。目的は、介護事業所で勤務している職員の賃金改善です。

※1 加算の算定で、事業所は一定の加算率(1.0%～6.3%)の収益が見込めます。

※2 この加算で得た収益は職員の処遇の改善に使用する必要があります。

加算率が幅広くなっておりますが、介護職員全体の賃金改善を図る金額の設定を行います。(法人で配分を決めることが可能です)

対象事業所 (特定処遇改善加算算定事業所)

2019.10.1～(実施)

2020. 4.1～(改訂)

支給対象

3月31日時点で在職している介護職員(A・B)

経験技能のある介護職員(A) その他介護職員(B)

対象職種 (下記対象事業所で勤務している職員)

介護福祉士、社会福祉士、1級ヘルパー、2級ヘルパー、
介護職員基礎研修課程修了、介護職員実務者研修課程修了、介護職員初任者研修課程修了、介護職(無資格)

対象期間

出勤率及び月平均労働時間は、2020年4月1日から2月28日の期間の算定

支給基準

正職員・再雇用者・限定正職員・準職員 支給金額(対象事業所ごと)×出勤率

支給対象	対象事業所	支給金額
正職員 再雇用者 限定正職員 準職員	ヘルパーステーション・定期巡回サービス	法人が定める
	ショートステイ、グループホーム、訪問入浴、デイケア、デイサービス、小規模多機能、看護小規模多機能	法人が定める

非常勤職員・嘱託職員 時間単価(対象事業所ごと)×平均労働時間(上記期間)

支給対象	対象事業所	150時間(最大)
非常勤職員 嘱託職員	ヘルパーステーション・定期巡回サービス	法人が定める
	ショートステイ、グループホーム、訪問入浴、デイケア、デイサービス、小規模多機能、看護小規模多機能	法人が定める

以上